

公立病院改革プランの概要

団 体 名	相生市						
プ ラ ン の 名 称	相生市民病院改革プラン						
策 定 日	平成 21年 3月 25日						
対 象 期 間	平成 21年度 ~ 平成 23年度						
病院の現状	病 院 名	相生市民病院					
	所 在 地	相生市栄町5番12号					
	病 床 数	61床					
	診 療 科 目	7科(内科、外科、こう門科、循環器科、呼吸器科、放射線科、乳腺外科)					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	市民病院は地域に密着した医療提供ができる病院として、安定的な経営をめざすため、医師の専門性及び二次医療圏域での現状等医療提供体制を踏まえ、圏域で不足している軽症急性期、亜急性期医療を行うとともに、在宅医療後方支援病院としての役割を担う。また、乳腺外科、こう門外科の専門外来を行うとともに、地域の特徴的疾患である循環器系・消化器系を中心としたプライマリ・ケアをも含む診療を担っていく。これらの役割を具現化するため、医師の専門性を活かした更なる専門外来への特化を図っていくとともに、地域連携室を設置し地域で医療・保健・福祉サービスを提供する機関等との連携強化を図り市民の健康を支えていく。						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	総務省の繰出し基準に基づく繰入れを基本とするが、当院の特性及び経営状況を考慮し、市財政当局と協議のうえ、基準を設けて一般会計からの繰り入れを行う。(1億5千万円以内) 公営企業会計への繰出し基準に基づく繰出金 企業債の元利償還金の繰出し基準外 起債抑制に伴う適債事業分の機器リース料 診療報酬改定分 医師不足及び常勤医師負担軽減対応に係る非常勤医師人件費 稼働病床配置基準に係る看護師かい離人件費 小児科時間外診療費用						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	90.7	102.6	100.0	100.0	100.0	
	職員給与費比率(%)	68.2	52.0	54.8	55.0	51.6	
	病床利用率(%)	41.8	41.0	44.3	47.5	91.4	
上記目標数値設定の考え方	平成19年度は許可病床数54床、平成20年度より許可病床数61床。平成23年度は病床数を見直して35床により利用率を算定している。 ・常勤内科医師確保による医業収益の向上・・・往診料、外来、入院収入 ・服薬、栄養指導、健康診断、土曜診療充実による増収 ・欠員に対する臨時、パート、クラークの効率的活用 ・許可病床数の削減見直し (経常黒字化の目標年度:23年度)						

				団体名 (病院名)	相生市 (相生市民病院)			
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
常勤医師数		2人	2人	2人	2人	3人		
年延入院患者数		8,261人	9,125人	9,855人	10,585人	11,680人		
年延外来患者数		23,471人	21,535人	22,125人	20,650人	23,600人		
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	<p>民間的経営手法の導入</p> <p>昭和63年度から医事事務の民間委託実施 平成5年5月から病院給食業務の民間委託実施 平成13年から人事評価制度の導入、平成15年から個人目標管理制度の導入</p> <p>事業規模・形態の見直し</p> <p>許可病床数の見直し 平成23年度から経営形態の見直しを行う。(ただし、収支均衡が見込めない場合)</p> <p>経費削減・抑制対策</p> <p>欠員に対する臨時・パート・クレークの効率的採用 派遣職員等の効率的業務分担 薬品費の見直し・・・疾患構造の変化等による薬品の需要調整及び在庫管理の再点検も含めた見積もり合わせの継続維持 診療材料・検査委託費等・・・見積もり合わせの継続維持</p> <p>収入増加・確保対策</p> <p>内科常勤医師の確保・・・往診料、外来、入院収入の増、手術件数の増 服薬・栄養指導充実による増収 健康診断の充実による増収 土曜診療充実による増収</p> <p>その他</p>						
	各年度の収支計画	別紙のとおり						
	その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	39.30%	18年度	33.90%	19年度	41.80%
		病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等						

団体名 (病院名)	相生市 (相生市民病院)
--------------	-----------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	二次医療圏域の病院は25病院で、許可病床数は、一般病床が2,107床、療養病床が677床、精神病床が918床、感染病床が4床の合計3,706床である。うち公立病院は、6病院(1,014床)である。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	西播磨圏域公立病院ネットワーク化検討会議等で協議		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年3月	<内容> 救急医療体制の整理とそれに伴う公立病院の役割の明確化 西播磨圏域公立病院ネットワーク化検討会議等 平成21年3月	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input checked="" type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	<input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	相生市民病院改革プラン検討委員会(外部有識者含む。) 改革プランの点検・評価の結果については、市議会に報告するとともに市ホームページにて公表する。		
点検・評価・公表等	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	毎年2回 9月、3月頃		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	相生市 (相生市民病院)
--------------	-----------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
		区分					
収	1. 医 業 収 益 a	470	516	527	547	549	618
	(1) 料 金 収 入	438	492	503	522	523	590
	(2) そ の 他	32	24	24	25	26	28
	うち他会計負担金	7	6	6	6	6	6
	2. 医 業 外 収 益	104	154	149	145	145	64
	(1) 他会計負担金・補助金	51	84	149	145	145	64
	(2) 国 (県) 補 助 金						
	(3) そ の 他	53	70				
	経 常 収 益 (A)	574	670	676	692	694	682
	入	1. 医 業 費 用 b	654	708	643	677	679
(1) 職 員 給 与 費 c		325	352	274	300	302	319
(2) 材 料 費		164	181	176	176	176	171
(3) 経 費		138	151	165	177	177	153
(4) 減 価 償 却 費		26	24	28	24	24	24
(5) そ の 他		1					
2. 医 業 外 費 用		16	31	16	15	15	15
(1) 支 払 利 息		1	1	1	1	1	1
(2) そ の 他		15	30	15	14	14	14
経 常 費 用 (B)		670	739	659	692	694	682
出	経 常 損 益 (A) - (B) (C)	-96	-69	17	0	0	0
	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)						
	純 損 益 (C) + (F)	-96	-69	17	0	0	0
	累 積 欠 損 金 (G)	861	930	913	913	913	913
	流 動 資 産 (ア)	97	93	93	117	141	165
	流 動 負 債 (イ)	71	111	66	66	66	66
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
不良債務	当年度同意等償で未借入 又は未発行の額 (I)						
	不良債務 (オ)		18				
	差引 $\{(イ)-(I)\} - \{(ア)-(ウ)\}$		18				
	単 年 度 資 金 不 足 額 ()	71	44	45	24	24	24
	経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	85.7	90.7	102.6	100.0	100.0	100.0
	不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		3.5				
	医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	71.9	72.9	82.0	80.8	80.9	92.7
	職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	69.1	68.2	52.0	54.8	55.0	51.6
	地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		18				
	地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		3.5				
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率		3.5					
病 床 利 用 率	33.9	41.8	41.0	44.3	47.5	91.4	

() N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例) 「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	相生市 (相生市民病院)
--------------	-----------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債		14		7			
	2. 他会計出資金	6	5	5	10	10	5	
	3. 他会計負担金							
	4. 他会計借入金							
	5. 他会計補助金							
	6. 国(県)補助金							
	7. その他							
	収入計 (a)	6	19	5	17	10	5	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)							
	前年度許可債で当年度借入分 (c)							
	純計(a) - {(b) + (c)} (A)	6	19	5	17	10	5	
	支 出	1. 建設改良費		14		7		
		2. 企業債償還金	8	5	5	10	10	7
		3. 他会計長期借入金返還金						
4. その他								
支出計 (B)		8	19	5	17	10	7	
差引不足額 (B) - (A) (C)		2	0	0	0	0	2	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	2						
	2. 利益剰余金処分額							
	3. 繰越工事資金							
	4. その他							
計 (D)		2					2	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)		0					0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)								
実質財源不足額 (E) - (F)								

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(44,670) 58,376	(120,472) 135,341	(139,000) 145,000	(134,000) 140,000	(134,000) 140,000	(53,000) 59,000
資本的収支	() 5,610	(1,887) 5,329	(2,000) 5,000	(4,000) 10,000	(4,000) 10,000	() 5,000
合計	(44,670) 63,986	(122,359) 140,670	(141,000) 150,000	(138,000) 150,000	(138,000) 150,000	(53,000) 64,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。